

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表14号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成30年2月28日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査年月日
平成 30 年 1 月 25 日（金）

3. 監査対象の課等
政策総務部税務課

4. 監査の期間、範囲、事務
監査対象期間：平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日）
監査実施期間：平成 29 年 12 月 4 日～平成 30 年 1 月 25 日
監査範囲：平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行
事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要
町税の賦課、固定資産の評価・賦課、町税等の徴収及び収納、課税資料の調査、課税台帳の整備等に関する事務を行っている。

6. 監査結果
平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（意見・要望）

税負担の公平性は原則であり、不納欠損とならないよう各部署と連携を図り税収の確保に努めていただき、また、現年度分の徴収率向上を図り滞納繰越額の累積防止に努めていただきたい。